

天王寺区役所地域安全・防災等に関する業務 会計年度任用職員 募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

天王寺区役所市民協働課（安全まちづくり室）において、主に以下の事務を行う。

- (1) 防犯・交通安全・放置自転車対策関係業務にかかる啓発、出前講座補助業務
- (2) 区内安全パトロール補助業務（青色防犯パトロール車の運転も含む）
- (3) 区内掲示板掲示物、区内公共施設広報紙配付業務
- (4) 防災業務にかかる補助業務（備蓄物資の運搬、防災訓練及び区内防災活動等の支援など）
- (5) その他事務的な業務（電話・窓口による簡易な問い合わせ対応等）

3. 応募資格

令和8年4月1日から勤務可能な方で次の要件を全て満たす方

- ・普通自動車第1種運転免許を有する者
- ・パソコン（ワード、エクセル等）の基本的な操作ができる者
- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年齢は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方もできます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります（2回まで最長3年）。

5. 勤務条件等

- (1) 勤務時間・日数

週4日 30時間 9時から17時15分

※仕事内容に応じて、早朝出勤・休日出勤となる可能性があります

1日 7 時間 30 分の勤務時間（休憩時間 45 分）

（2）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）

月曜日から金曜日で所属長の定める1日

（3）勤務場所

大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号 天王寺区役所 3 階 市民協働課安全まちづくり室

（4）報酬等

・給与

月額 175,044 円～191,748 円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

・期末勤勉手当

最大 4.65 か月/年（6月・12月に支給）

※勤務実績等により支給月数は変わります。

・通勤手当

1か月あたり 55,000 円まで

※最長 6 か月の定期代若しくは回数乗車券の価格により算定した運賃等相当額の安価な方を支給。

・支給日

毎月 17 日払い（1月は 18 日）

※ただし、支給日が土曜日・日曜日・祝日の場合は前後することがあります。

・社会保険等

共済組合、厚生年金保険、雇用保険

（5）休暇等

「会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務等に関する規則」に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・育児参加休暇・配偶者分べん休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・ドナー休暇・子の看護休暇※1・短期介護休暇※1 <p>（※1）別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

（6）服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（7）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6. 選考方法

(1) 筆記（論文）試験

テーマ「『地域の防犯・防災について、どのように取り組みたいか』あなたの考えを記載してください」

(2) 面接（口述）試験

7. 面接日及び面接会場

(1) 面接日

令和8年2月12日（木曜日）午後（予定）

※面接時間等詳細は申し込み後、担当者より郵送でご連絡します。

(2) 面接場所

天王寺区役所（天王寺区真法院町20番33号）502会議室

8. 申込方法

次の書類（本市指定のもの）各1通を持参または簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 大阪市会計年度任用職員採用申込書（様式1）

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

(2) 筆記試験論文（様式2-1、2-2）

(3) 申し立て書（様式3）

※自筆署名によること。

(4) 受験案内送付用の定型封筒（長形3号）

※必ず宛先を記載のうえ、320円切手を貼付すること。

9. 申込受付期間

(1) 持参する場合

募集開始日から令和8年1月30日（金曜日）午前9時から午後5時30分まで
(土曜日、日曜日を除く)

(2) 簡易書留等で送付する場合

募集開始日から令和8年1月30日（金曜日）まで（当日必着）

10. 申込受付場所・送付先

〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号
天王寺区役所市民協働課（安全まちづくり室）
(天王寺区役所3階31番窓口)

11. 受験案内

面接試験の時間等詳細は、令和8年2月6日（金曜日）までに特定記録郵便にて送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年2月6日（金曜日）までに受験案内が届かない場合は、令和8年2月9日（月曜日）午後5時までに問い合わせ先へ連絡してください。

1 2. 結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

1 3. その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）に基づき適正に管理します。

1 4. 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者から指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと（入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。）
- ・入れ墨の施術を受けないこと